

上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について

2019年11月29日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

政府の「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）では、日本企業の競争力、信頼性をより一層強化していくためにコーポレート・ガバナンスの更なる向上が必要とされており、特に上場子会社のガバナンスに関して、上場子会社における独立した意思決定を確保し、少数株主の利益を保護するため、親会社及び子会社による情報開示の充実、独立役員の独立性基準の見直し等によるガバナンス体制の改善が求められています。

また、当取引所が昨年12月から本年1月にかけて実施した「市場構造の在り方等の検討に係る意見募集」において、現行の上場制度を巡る様々な改善点が指摘されています。市場構造の在り方等に関しては、金融審議会「市場構造専門グループ」において本年5月より継続的に議論が行われていますが、現に企業の上場廃止又は一部指定、市場変更等に係る取扱いに関して問題が顕在化しているものについては、早期改善の必要性が指摘されています。

以上を踏まえ、上場子会社のガバナンスの向上等に関して、所要の上場制度の整備を行うこととします。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
<p>1. 上場子会社のガバナンス向上等</p> <p>(1) 独立役員の独立性基準の強化</p> <p>(2) グループ経営の考え方等の開示の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立役員独立性に係る判断基準に、過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない旨を追加するものとします。 ・上場子会社を有する上場会社は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策などを、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するものとします。 	<p>※今回の見直しに加え、実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における当該株主と少数株主との間の利害調整の在り方、投資者が安心して投資に参加するために必要な少数株主保護の枠組み等について、「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」において引き続き検討を行います。</p> <p>※成長戦略実行計画に「上場子会社の親会社からの独立性を高めるための措置」として掲げられた事項に対応するものです。</p> <p>※投資者が、上場子会社を有する上場会社及び親会社を有する上場子会社に対して適切な投資判断を行えるように情報開示の充実を図る趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場子会社を複数有する上場会社にあつては、上場子会社を有する意義等を上場子会社ごとに記載するものとします。 ・上場子会社を有する上場会社が、その上場会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約を締結している場合は、その内容を併せて開示することが望まれます。

項目	内容	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・上場子会社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、その親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針を開示するとともに、それらに関連した契約を締結している場合は、その内容を併せて開示することが望まれます。 ・上場会社は、その親会社又は上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連する契約を締結する場合は、その内容を開示することが望まれます。
<p>2. マザーズ及びJASDAQにおける上場廃止基準の見直し</p> <p>(1) マザーズ上場会社の売上高に関する上場廃止基準の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最近1年間の売上高が1億円未満となった場合において、「新規上場から10年を経過した場合の市場選択時におけるマザーズへの継続上場に係る要件」に適合しているときには上場を維持するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※長期間にわたって売上高等の計上が生じない場合であっても、高い成長可能性等を有するときには、上場廃止の対象から除外する趣旨です。 ※先行投資型企業も含めた高い成長可能性を有する企業向け市場の上場制度の在り方については、金融審議会「市場構造専門グループ」における議論も踏まえて改めて検討を行います。 ・具体的には、最近1年間の売上高が1億円未満となった場合であっても、マザーズにおける市場選択の場合に準じ、直前事業年度に係る決算の内容を開示するまでの間に上場会社作成の「高い成長可能性に関する説明書面」及び当該会社以外の者であって、

項目	内容	備考
<p>(2) JASDAQ 上場会社の業績 等に関する上場 廃止基準の見直 し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業績又は利益計上に関する上場廃止基準に抵触した場合であっても、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているときには上場を維持するものとします。 	<p>企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが作成した「高い成長可能性に関する確認書」を提出すれば、上場を維持するものとします（ただし、直前事業年度の末日の属する月に係る時価総額が40億円以上である場合には、それらの書類の提出を省略できるものとします。）。</p> <p>※あわせて、今後、典型的な先行投資型企業であるバイオベンチャーを対象として、上場審査基準の適用に関する考え方を明確化することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は、JASDAQスタンダードにおいては、最近5事業年度に係る営業利益及び営業キャッシュフローに関して、また、JASDAQグロースにおいては、当該基準（新規上場後の5事業年度は適用除外）に加え、新規上場時に営業利益が負である場合、その後の10事業年度に係る営業利益に関して、それぞれ上場廃止基準を設けています。 新規上場審査基準に準じた基準に適合するかどうかの審査は、上場後の状況を勘案して行うこととします。 当該審査は、最近4事業年度に係る営業利益及び営業キャッシュフローが負である場合等における、翌事業年度内に行うものとします。なお、当該審査の

項目	内容	備考
		<p>結果、上場を維持する場合には、その翌事業年度から起算して、業績に関する上場廃止基準を適用するものとします。</p>
<p>3. 一部指定、市場変更等に係る取扱い等の見直し</p> <p>(1) 申請書類に重大な虚偽があった場合の指定替え又は市場変更の実施</p> <p>(2) 虚偽記載又は不適正意見等に関する形式基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、過去に一部指定又は市場変更を受けた上場会社において、一部指定申請時又は市場変更申請時の申請書類に虚偽の記載があり、本来なら一部指定又は市場変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合は、申請前の市場への指定替え又は市場変更を実施できるものとします。 ・市場第二部の上場会社が一部指定の申請を行う場合の虚偽記載又は不適正意見等がないことを求める期間について、マザーズ又はJASDA 	<p>※昨今、市場変更申請時に提出された審査資料に虚偽の記載があったことが市場変更後に判明した事案が発生したことなどを踏まえ、一部指定又は市場変更の取扱い等について見直しを行うものです。</p> <p>※一部指定や市場変更の審査の際に基準への適合を偽装するような行為を抑止する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、内部管理体制等に重大な不備が認められた場合や、経営成績等の形式基準を充足していなかったことが明らかになった場合を想定しています。 ・虚偽の記載に対する特設注意市場銘柄指定や改善報告書徴求などの措置（以下「実効性確保措置」といいます。）の判断に係る結果を踏まえ、指定替え又は市場変更を実施するものとします。 <p>※現在は、一部指定の申請を行う場合、最近5事業年度において虚偽記載又は不適正意見等がないことを要求していますが、近年、実効性確保措置の整備・</p>

項目	内容	備考
<p>の共通化</p> <p>(3) 過去の実効性確保措置の状況を踏まえた審査</p> <p>(4) 上場契約違約金の額の算出方法の見直し</p>	<p>Qの上場会社が市場変更の申請を行う場合と共通化し、最近2事業年度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当取引所は、最近5年間に実効性確保措置の適用を受けた上場会社が、一部指定又は市場変更に係る申請を行った場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等の開示の適正性の審査に際し、実効性確保措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況、再発防止措置の実効性を必要かつ十分に検証するものとします。 ・上場契約違約金の額を算出する際に基準となる上場時価総額について、上場契約違約金の徴求の対象となる規則違反に関連する事項が明らかになった日の前日の最終価格と直前の月末の上場内国株券等の数を用いて計算するものとします。 	<p>拡充を図ってきた事情を踏まえ、取扱いの見直しを行うものです。</p> <p>※改善状況報告書の追加徴求が可能な期間が改善報告書の提出から5年であることを踏まえ、過去5年以内に実効性確保措置の適用を受けた上場会社に対する一部指定等の審査における取扱いを明確化する趣旨です。</p> <p>※上場契約違約金の適正化を図るために、規則違反が発覚する前の上場時価総額をもとに金額を算出する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「上場契約違約金の徴求の対象となる規則違反に関連する事項が明らかになった日」とは、上場会社が上場契約違約金の徴求の対象となる規則違反に関連する事項に関して行った一連の開示のうち、最初のものが開示された日などが想定されます。
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行います。 	

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2020年2月から実施します。
- ・ 1.（1）に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。
- ・ 1.（2）に関しては、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から適用します。
- ・ 2.（1）に関しては、施行日から1年を経過する日より前に直前事業年度の決算の内容を開示する会社は、施行日から1年を経過する日まで書面の提出期限を延長することとします。
- ・ 2.（2）に関しては、施行日から1年を経過する日より前に最近4事業年度に係る営業利益及び営業キャッシュフローが負となった場合等の翌事業年度が開始する会社は、当該基準中「1年以内」とあるのは「2年以内」と読み替えることとします。
- ・ 3.（1）に関しては、施行日以後に一部指定又は市場変更に係る承認を行う会社から適用します。
- ・ 3.（4）に関しては、施行日以後に行われた行為によって、上場契約違約金を徴求する場合から適用します。

以 上